

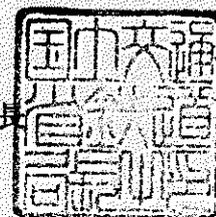


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

社団法人 公営交通事業協会
会長 松原武久 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴団体におかれては、傘下鉄軌道事業者に対し、今後、本報告書に記載され
た内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨、周知されたい。

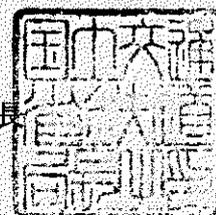


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 中島尚俊 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

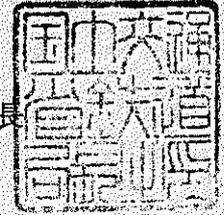


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 清野 智 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

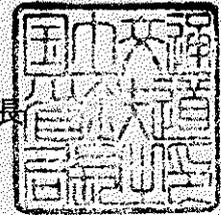


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松本正之 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

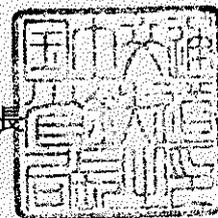
貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山崎正夫 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

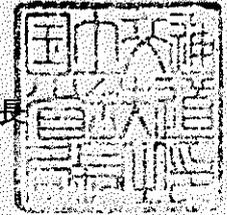


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

四国旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 松田清宏 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。

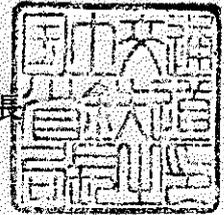


参考②

国鉄業第65号
平成21年3月3日

九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 石原 進 殿

国土交通省鉄道局長



交通バリアフリー技術規格調査研究報告書の送付と
その取扱いについて

標記について、平成21年3月3日付け国総安政第72号により国土交通省
総合政策局長から別添のとおり通知があったので、送付する。

貴社におかれては、今後、本報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿っ
た対応を行うことが望まれる旨、了知されたい。



国総安政第72号
平成21年3月3日

鉄道局長 殿

総合政策局長

交通バリアフリー技術規格調査研究報告書（「ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書」）の送付とその取扱いについて

標記について、別添のとおり交通バリアフリー技術規格調査研究委員会による報告書等がとりまとめられましたので、各鉄軌道事業者等への周知方よろしくお願いいたします。

また、貴局所管事業者等に対し、今般の報告書に記載された内容を踏まえ、これに沿った対応を行うことが望まれる旨周知して頂くようよろしくお願い致します。

【添付資料】

- ① ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究 報告書
- ② ハンドル形電動車いすの施設利用等に係る調査研究報告書の概要
- ③ 改良型ハンドル形電動車いすの証明について（交通バリアフリー協議会）
- ④ 身体障害者手帳におけるハンドル形電動車いすの取扱いについて（厚生労働省事務連絡）
- ⑤ 介護保険制度によるハンドル形電動車いすの利用者に係る鉄道利用について（厚生労働省事務連絡）



事 務 連 絡
平成24年1月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課自立支援振興室

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度
によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けている者が鉄道を利用する場合は、その都度、「補装具費支給決定通知書」（「補装具費支給事務取扱指針について」（平成18年9月29日障第0929006号。以下「指針」という。）別添様式例第7号）や別添様式の「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」等を提示することが必要です。

また、新幹線など一部のデッキ付き鉄道車両を利用する場合、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がありました。

今般、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用に係る手続について、「改良型ハンドル形電動車いす」であることの確認主体が一般社団法人日本福祉用具評価センター（以下、「JASPEC」という。）となりましたのでお知らせします。

JASPECによるステッカー交付の受付は、平成24年1月24日（火）から開始します。

つきましては、貴都道府県管内の市町村等及び利用者に対して、別紙の内容を周知いただくとともに、ハンドル形電動車いすの利用者の鉄道利用が円滑に実施されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、「ハンドル形電動車いす」による鉄道利用の取扱いについては、国土交通省より、各地方運輸局鉄道部長等、各旅客鉄道株式会社担当部長、社団法人日本民営鉄道協会及び社団法人公営交通事業協会あて別途送付しているため、念のため申し添えます。

補装具費支給制度によるハンドル形電動車いす利用者の鉄道利用について

1 概要

補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けている者が鉄道を利用する際は、補装具費支給制度によるハンドル形電動車いすの利用者であることの証明が必要となる。

また、利用を希望する車両によっては、利用者のハンドル形電動車いすが、当該車両に乗車可能なハンドル形電動車いす（以下「改良型ハンドル形電動車いす」という。）であることの証明が必要な場合もあるため、補装具費支給制度によるハンドル形電動車いすの利用者が鉄道を利用する際の手続等については、以下の利用条件及び利用方法に十分留意されたい。

2 利用条件

(1) 利用者

補装具費支給制度によりハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給を受けた者であって、次のいずれかの書類を有している者

- ① 補装具費支給決定通知書（指針別添様式例第7号）
- ② ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書（別添様式）
- ③ 身体障害者手帳の補装具の欄に「ハンドル形」の記載があり、市町村の確
認印がある身体障害者手帳

※注1：補装具費支給決定通知書の決定内容欄に「ハンドル形電動車いす」と明記すること。

※注2：補装具費支給決定通知書を紛失した者については、当該者からの申し出により、市町村において「補装具費支給申請決定簿（指針別添様式例第10号）」の登載事項等を確認の上、別添様式の「ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書」を交付するものとする。

また、所得状況に係る情報が記載されている補装具費支給決定通知書に代わる書面の提示を希望する者から申し出があった場合についても、プライバシー保護の観点から同様の取扱いとすること。

※注3：ハンドル形電動車いすに係る補装具費の支給をした場合には、身体障害者手帳（補装具の欄の種類）に「電動車いす（ハンドル形）」の記載に努めること。

(2) 利用可能な車両

① 通勤型車両

② 東海道・山陽新幹線のN700系車両と同程度以上の車いす留置スペース(多目的室含む。)、車いす対応トイレ及び通路幅を有するデッキ付き車両(以下「一部のデッキ付き車両」という。)。ただし、JASPECからステッカーの交付を受けた改良型ハンドル形電動車いすに限られる。

なお、上記以外のデッキ付き車両については、原則として、留置スペース等の理由により利用ができないこととされている。

(3) 利用可能な駅

段差が解消されている駅であって、ハンドル形電動車いすによる利用に支障がない駅

なお、乗降経路、車両内部の狭隘等の空間制約による当該駅の利用の可否については、各鉄道事業者の判断によることとなる。

3 利用方法

(1) 利用者の証明

鉄道利用の際は、原則として、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書等を携帯し、各鉄道事業者の求めに応じ提示する必要がある。

なお、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書等を提示する場合、利用者である旨の確認に時間を要する場合等もあることから、補装具費支給決定通知書又はハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書を携帯する場合は、事前に各鉄道事業者を確認することが望ましい。

(2) 改良型ハンドル形電動車いすの証明

① 一部のデッキ付き車両を利用する場合、JASPECが交付する改良型ハンドル形電動車いすのステッカーを当該車いすに貼り付ける必要がある。

当該ステッカーは、利用するハンドル形電動車いすが、改良型ハンドル形電動車いすであることを証明するものであり、利用者は販売代理店等へ当該ステッカー交付の申込を行えば、販売代理店等からJASPECに交付依頼が行われる。

② ステッカー交付の費用はかからない。

③ ステッカーの交付の申請の時から当該申請に係るハンドル形電動車いすの利用者が変更された場合には、JASPECに利用者の変更があった旨を連絡する必要がある。

④ ステッカーの申請手続き等の詳細については、JASPECへ問い合わせること。

※注：従前、社団法人交通バリアフリー協議会が交付した改良型ハンドル形電動車いすの認定ステッカーについては、引き続き有効である。

4 運用に係る留意点

運用開始日、利用条件及び利用方法等の運用の詳細については、各鉄道事業者により異なる場合もあることから、事前に各鉄道事業者へ問い合わせること。

なお、ステッカー交付の受付は、平成24年1月24日より、JASPECが開始しているところである。

別添様式

ハンドル形電動車いすに係る補装具費支給証明書

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第76条第1項の規定により、ハンドル形電動車いすに係る補装具費を支給していることを証明する。

年 月 日

市 町 村 長 

殿

証明年月日

年 月 日

（備考）本証明書については、記載事項を改変しない限り、他の様式としても差し支えない。